

3 その他

(1) 統計表中の記号は次によります。

「 - 」該当がないもの。

「 0 」 「 0.0 」 単位未満のもの。

「 」 負数のもの。

「 X 」 該当事業所が 1 又は 2 事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から内容を秘匿したものです。また、3 以上の事業所に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合も「 X 」で表しています。

(2) 数値の単位未満は四捨五入しています。したがって、合計と内訳が一致しない場合があります。

(3) 日本標準産業分類が平成 14 年 3 月に改訂（平成 14 年 10 月 1 日適用）されましたが、工業統計調査に関係する改訂点は次のとおりです。

旧小分類「 191 新聞業」、「 192 - 出版業」については、新大分類「 H 情報通信業」に移行。

旧中分類「 30 - 電気機械器具製造業」については、新中分類「 27 - 電気機械器具製造業」、「 28 - 情報通信機械器具製造業」及び「 29 - 電子部品・デバイス製造業」に分割。

(4) この報告書に示す地域区分は、6 頁のとおりです。

(5) この報告書の内容についての問い合わせは下記をお願いします。

熊本県地域振興部統計調査課

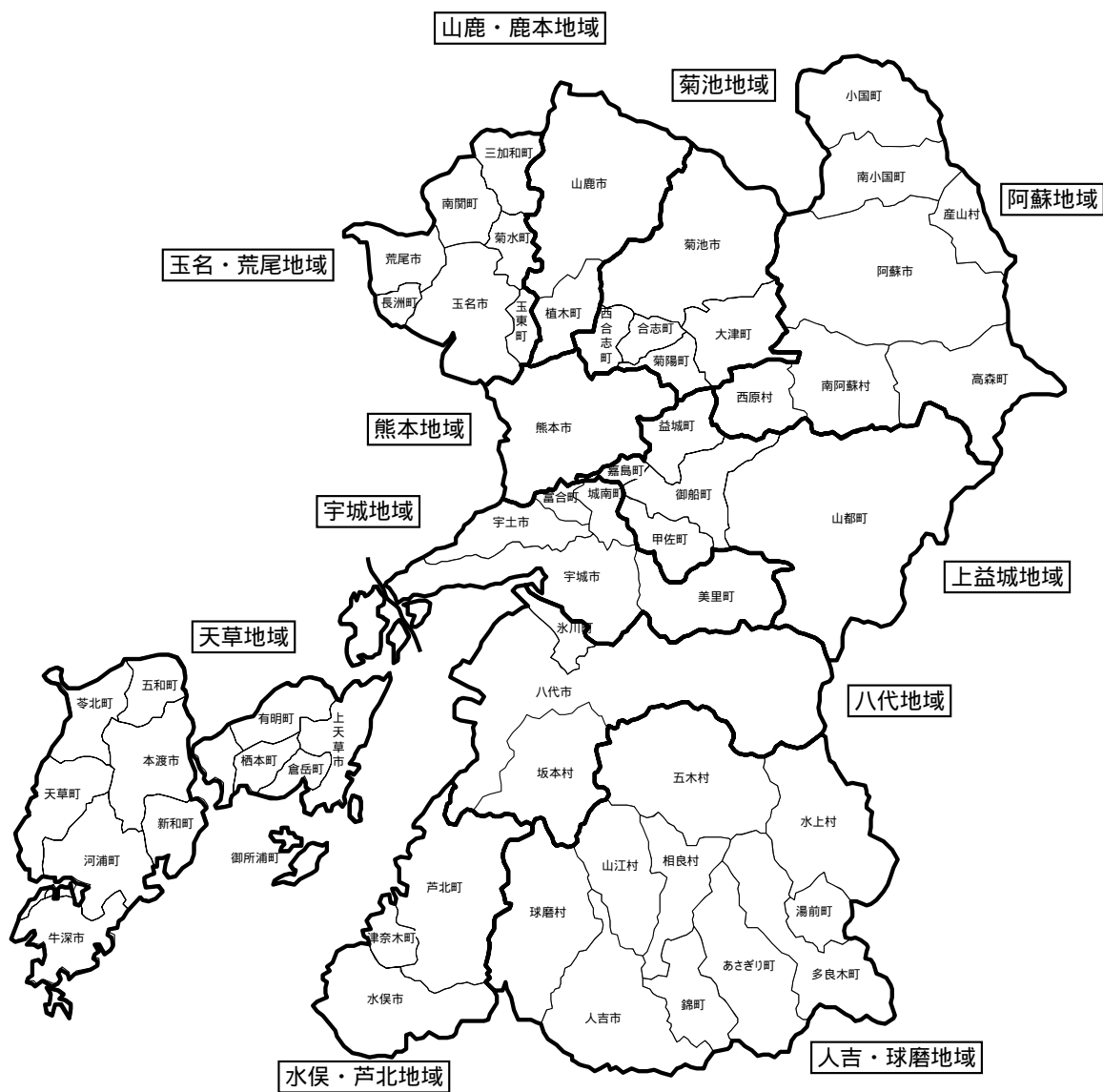
〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号

代表 096-383-1111（内線 3611） 直通 096-333-2177

別表 1

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業	21 皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
10 飲料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
11 繊維	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	23 鉄鋼	鉄鋼業
12 衣服	衣服・その他の繊維製品製造業	24 非鉄金属	非鉄金属製造業
13 木材	木材・木製品製造業（家具を除く）	25 金属製品	金属製品製造業
14 家具	家具・装備品製造業	26 一般機器	一般機械器具製造業
15 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	27 電気機器	電気機械器具製造業
16 印刷	印刷・関連業	28 情報通信機器	情報通信機械器具製造業
17 化学	化学工業	29 電子部品	電子部品・デバイス製造業
18 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	30 輸送用機器	輸送用機械器具製造業
19 プラスチック	プラスチック製品製造業	31 精密機器	精密機械器具製造業
20 ゴム製品	ゴム製品製造業	32 その他	その他の製造業

[地域区分図]



注：市町村名は、平成17年12月31日現在です。
 市（14） 町（37） 村（8）